

第 246 回 総 会

南部町農業委員会会議録

令和 7 年 11 月 11 日

南部町農業委員会

246回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和7年11月11日(火) 午後2時5分
2. 閉会年月日 令和7年11月11日(火) 午後2時20分
3. 開催場所 南部町役場
4. 出席委員(12人)

会長	4番 中村文男
会長職務代理	2番 川守田雄一
委員	3番 三浦恵美子 5番 工藤静夫
	6番 夏堀健一 7番 川門前俊文
	9番 佐々木一雄 10番 赤石敏文
	11番 夏坂元一朗 12番 山田憲幸
	15番 梅内道子 16番 工藤信仁
5. 欠席委員(4人)	1番 石塚正義 8番 石橋薰
	13番 佐々木徳志 14番 黒坂昭彦
6. 会議書記
事務局長 野月正治
主幹 佐藤弓孔
7. 会議日程
日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5 議案第22号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)
日程第6 議案第23号 贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)について
日程第7 議案第24号 相続税の納税猶予に関する証明(農業経営)について

事務局長	出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。
中村会長	はじめに、始礼を行います。 ・起立　　・礼　　・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。
	9番 佐々木 一雄 委員の音頭で行います。 よろしくお願ひします。
	(全員、憲章を唱和)
中村会長	ご着席ください。
事務局長	ただいまから 第 246 回南部町農業委員会総会を開会いたします。
中村会長	はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
事務局長	「あいさつ」 本日、1番 石塚 正義 委員、8番 石橋 薫 委員、13番 佐々木 徳志 委員、14番 黒坂 昭彦から欠席の旨の連絡がありました。 出席委員は 16 名中 12 名で、委員定数に達しておりますので、第 246 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長にお願いいたします。
	(午後 2 時 5 分)
議長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 3番 三浦 恵美子 委員 15番 梅内 道子 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定します。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 議案の説明を求めます。 佐藤主幹

佐藤主幹	議案第 21 号について、説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 1 件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議長	農地調査の結果について、説明を求めます。 四戸 正子 調査員
四戸 調査員	去る 11 月 4 日、石橋農業委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 21 号について、調査を行いましたので説明します。 農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の申請理由は、所有権の移転をして農業経営を行うため申請地を取得するものです。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議長	議案第 21 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。 次に、日程第 5 議案第 22 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題とします。 議案の説明を求めます。
佐藤主幹	佐藤主幹 議案第 22 号について、説明いたします。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第 19 条第 3 項の規定に基づき、町が農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、意見を求めるもので、案件は、4 件です。 農地の所在、地目、面積、貸借権を設定する者、貸借権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の利用目的は田、期間は 3 年 5 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 2 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。 番号 3 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,360 円です。 番号 4 番の利用目的は畠、期間は 9 年 6 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 以上、農地中間管理事業の推進に関する法律、第 18 条第 5 項の各号に掲げる要件を満たしていると考えます。
議長	議案第 22 号について、ご異議ありませんか。

	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 22 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」は、原案のとおり許可相当として、町に意見を送付することに決定します。</p> <p>次に、日程第 6 議案第 23 号「贈与税の納税猶予に関する証明について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第 23 号について説明いたします。</p> <p>贈与税の納税猶予の特例を受けている受贈者は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるもので 1 件です。</p> <p>受贈者の氏名・住所、農地等の贈与を受けた年月日については、議案書に記載のとおりです。</p> <p>これは、農業後継者が農業を営む人から農地等の生前一括贈与を受けて農業を継続する場合には、一定の要件の下に、贈与者又は受贈者が死亡するまで贈与税の納税が猶予される特例です。</p> <p>また、要件として受贈者は引き続き 3 年以上農業に従事し、贈与を受けた農地等で農業経営を行うこと及び申告期限から 3 年目毎に八戸税務署長に「継続届出書」を提出することになっています。</p> <p>その届出書に添付するのが、「引き続き農業経営を行っている等の証明書」です。</p> <p>贈与を受けた日から現在まで引き続き農業経営を行っていることから、証明することに問題ないと思われます。</p>
議長	<p>議案第 23 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 23 号「贈与税の納税猶予に関する証明について」は承認することに決定しました。</p> <p>次に、日程第 7 議案第 24 号「相続税の納税猶予に関する証明について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	

	<p>この相続税の納税猶予の継続を受けるための要件は、農地等を取得した年から起算して 3 年ごとに、八戸税務署長に「相続税の納税猶予の継続届出書」を提出することになっております。</p> <p>その届出書に添付するのが「引き続き農業経営を行っている等の証明書」です。</p> <p>相続があった日から現在まで引き続き農業経営を行っていることから、証明することに問題ないと思われます。</p>
議長	<p>議案第 24 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 24 号「相続税の納税猶予に関する証明について」は承認することに決定しました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了しました。</p> <p>第 246 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p>(午後 2 時 20 分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p>・起立　　・礼　　・直れ</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 11 月 11 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員